

報告第14号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年12月2日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円)		増減率 (%)	工期変更		変更理由
			①議決金額	②変更後金額		①議決工期	②変更後工期	
130	20. 9. 30 平成20年 第3回足立区 議会定例会で 承認130号	雪見橋架替工事 [株式会社エム・テック]	① 432, 600, 000					新橋の早期完成を目指し、仮橋の設置工法を鋼杭基礎覆工板工法からタイロッド式矢板締切盛土工法へ変更したことによる。
285	21. 6. 26 平成21年 第3回足立区 議会定例会で 承認285号	(20. 10. 15 社名変更承認。合併により興進建設株式会社から社名変更)	② 424, 362, 750		-1. 9			
5	22. 3. 29 平成22年 第2回足立区 議会定例会で 承認5号		② 428, 283, 450		1. 0			工期短縮と仮設費の削減、購入土の有効利用のため、架設構台及び仮歩道橋の設置工法を鋼杭基礎覆工板工法から仮橋の施工で実績のあるタイロッド式矢板締切盛土工法へ変更したことによる。
	22. 8. 31							①H20. 10. 1～ H22. 10. 29 ②H20. 10. 1～ H23. 3. 25 ①既存信号機を活用できる位置に仮歩道橋を予定していたが、地元住民からの要望により、仮歩道橋の位置を変更したことによる。 ②橋台基礎杭の設置予定部分に河川構造物があることが判明し、基礎杭の設置位置の変更が必要になったことによる。 ③隣接する花畑川護岸散策路工事の距離延長に伴い、工期日数の増加が必要になったことによる。